

令和6年度温室効果ガス削減
アクションプログラム運営支援等業務

委託先募集要項

令和6年4月
仙台市

1 業務名称

令和6年度温室効果ガス削減アクションプログラム*運営支援等業務

2 業務内容

別紙「令和6年度温室効果ガス削減アクションプログラム運営支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 契約方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5 事業費の上限額

10,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は仙台市「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項による指名停止を受けていないこと。
- (3) 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）」別表各号に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 過去に国、都道府県又は政令指定都市からの委託を受けて、計画書制度の運営業務（工場又は事業所の温室効果ガス排出状況調査や排出抑制に関する措置の提案を含む業務）を遂行した実績があるものを業務責任者または業務実務者として配置できること。
- (6) エネルギー管理士の資格を持つ者を業務責任者及び業務実務者として配置できること。

7 受注候補者選定の流れ（予定）

令和6年4月30日（火）	募集開始（募集要項配布）
令和6年5月10日（金）	質問書提出期限
令和6年5月17日（金）	企画提案書提出期限
令和6年5月31日（金）	審査結果の通知

* 「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づく事業者との連携による温室効果ガス排出削減に向けた制度であり、他自治体において「〇〇市温室効果ガス削減事業者計画書制度」などの名称で実施されているもの。

8 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、プロポーザル企画提案書（様式第1号）1部に必要書類を添えて以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式。記載項目及び評価の観点は(6)1～3参照。）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務の執行体制（様式第3号。上記6（6）に示す資格を持つ者については、全員分の資格の免状の写し等、資格を所有することを示す書類を添付すること。）
- エ 類似業務実績（様式第4号）
- オ 事業費の見積書（任意様式。内訳を含む。）
- カ 参加資格保有誓約書（様式第5号）

(2) 提出部数

各正本1部、副本7部（副本は社名・社判無し）

(3) 提出期限

令和6年5月17日（金）15：00（必着）

(4) 提出先

担当課：仙台市環境局 脱炭素都市推進部 脱炭素経営推進課（担当：宮本）
住 所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町5階
電 話：022-214-8467
F A X：022-214-5378
電子メール：action_program@city.sendai.jp

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留等の配達記録が残る方法に限る。提出の方法は審査結果に影響しない。）

(6) 企画提案書記載項目及び評価の観点等

企画提案書は、下表1～3の提案を任意様式（A4版縦サイズ。（A3折りたたみ可））、4、5をそれぞれ指定様式で作成すること。

	企画提案書項目	評価の観点	配点
1	基本的な考え方・姿勢 (1) 「温室効果ガス削減アクションプログラム」への理解 (2) 業務遂行にあたっての方針や進め方	・制度の趣旨や目的を理解しているか。 ・方針や進め方は合理的か。	10
2	事業所訪問調査支援に係る提案 (1) 調査の視点 (2) 調査支援の実施手法 (3) 事業者等に対するアドバイスの事例	・調査で重視する点とその理由は妥当か。 ・実施手法は具体的かつ妥当か。 ・類似業務*におけるアドバイスの内容は適切かつ充実しているか。	30

3	報告書・フィードバックシート資料作成 (1) 調査結果報告書作成の視点 (2) フィードバックシート作成の視点 (3) 更なる排出削減に向けた取り組みの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果報告書で重視する点は妥当か。 ・フィードバックシートで重視する点は妥当か。 ・制度参加事業者にとってメリットがあり、かつ取り組みやすい提案とするための工夫があるか。 	30
4	業務の執行体制（様式第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施可能な人員体制か。 ・訪問調査支援の体制は妥当か。 	10
5	類似業務*実績（様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を確実に履行するのに必要な実績を有するか。 	10
6	事業費の見積り	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の見積りは妥当かつ経済性に優れているか。 	10
合計			100

※ 類似業務実績は6(5)で示した計画書制度の運營業務を指す。

(7) 参考資料

ア 温室効果ガス削減アクションプログラム

<https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/seido.html>

イ 仙台市環境審議会資料

<https://www.city.sendai.jp/kankyo-chose/kurashi/machi/kankyohozen/chosa/shingikai/index.html>

ウ 仙台市地球温暖化対策推進計画

<https://www.city.sendai.jp/ondanka/kurashi/machi/kankyohozen/chosa/suishin/index.html>

(8) 留意事項

ア 提案の無効（失格）について

次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

- (ア) 上記6の参加資格を満たさないこととなった場合。
- (イ) 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。
- (ウ) 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）
- (エ) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。
- (オ) 事業費の見積額（消費税相当分を含む）が上記5に記載する上限額を上回る場合。
- (カ) その他、仙台市環境局長が不適格と認めた場合。

イ その他

- (ア) 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (ウ) 提案書類は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。

- (エ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。
- (オ) 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。
- (カ) 本市が貸与する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用し、又は第三者に開示若しくは提供してはならない。
- (キ) 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

9 質問の受け付け及び回答

(1) 受付期間

令和6年5月10日（金）15：00まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式第6号）により、電子メール又はファクシミリにて8（4）「提出先」の担当課宛てに送付すること。なお、電子メールの場合の開封確認、ファクシミリの場合の電話等、質問書の到着を確認すること。

(3) 回答方法

令和6年5月13日（月）にホームページに掲載する。

10 受注候補者の選定方法等

(1) 選定方法

受注候補者の選定に当たっては、候補者を選定する審査委員会を開催し、8（6）「企画提案書記載項目及び評価の観点等」に基づいて企画提案書の審査を行い、受注候補者1者を選定する。

(2) 結果の通知

受注候補者の選定後、令和6年5月31日（金）（予定）に、企画提案書を提出した全事業者あてに審査結果を通知する。

11 委託契約の締結

委託契約は、仕様書及び企画提案書に基づき、受注候補者と業務内容を協議・決定のうえ締結する。なお、協議が整わない場合、候補者決定から契約締結までの手続期間中に辞退の意思又はプロポーザル参加資格の喪失が明らかとなった場合は、順次、審査結果の次点者を繰り上げ、協議のうえ委託契約を締結する。